

評価調査結果要約表

| | |
|--|--|
| 1. 案件の概要 | |
| 国名：モンゴル | 案件名：税務行政強化プロジェクト |
| 分野：財政・金融 | 援助形態：技術協力プロジェクト |
| 所轄部署：モンゴル事務所 | 協力金額（評価時点）：約2億2千万円 |
| 協力期間 | 2006年1月～2008年7月 (R/D署名：2005年8月) |
| | 先方関係機関：モンゴル国税庁 |
| | 日本側協力機関：国税庁、税務大学校 |
| | 他の関連協力：市場経済化支援開発調査、徴税機能強化支援調査、税務教育システム構築調査 |
| <p>1-1 協力の背景と概要</p> <p>社会主義時代に近代的な徴税システムが存在しなかったモンゴル国では、慢性的な国家財源不足が市場主義国家への発展の制約条件となっていた。同国の市場経済転換に伴い、我が国は徴税制度構築や納税者情報システム構築など、同国における徴税機能強化に向けた枠組み作りを1998年より行い、1999年と2004年を比較すると税収が3倍以上に増加するなど、一定程度の目に見える成果をもたらしている。</p> <p>これらの支援により徴税機能強化については、制度上はある程度整ってきたものの、モ国国税庁は、設立後わずか15年（1992年創設）という若い組織であるため未だこれらの制度を完全に熟知し活用できる人材が育っていない等、解決すべき課題が多く存在するのが現状であり、今後更なる効果を発揮する為には検査官の人材育成が必要とされていた。</p> <p>このため2003年度より実施した開発調査「税務教育システム構築調査」においては、モンゴル国国税庁の人事研修に関する行動計画に基づきカリキュラム・教材の作成を支援し、モデルとなる職員研修を実践してきた。この調査にて策定した「短期行動計画」に基づいた人材育成体系及び研修システムの構築支援、ならびに公平かつ公正な徴税業務の強化に関する技術支援、納税者サービスの向上に向けた知的支援の3つを軸とした技術協力プロジェクトが同国より要請され、2005年3月に事前調査を実施し、同年8月に実施協議議事録（R/D）を締結し、2006年1月よりプロジェクトを開始している。</p> <p>1-2 協力内容</p> <p>(1) 上位目標</p> <p>上位目標1：モンゴル国における税務行政が適正かつ公正に執行される。</p> <p>上位目標2：納税者のコンプライアンスが改善され申告水準が向上する。</p> <p>(2) プロジェクト目標</p> <p>プロジェクト目標1：国税庁における人材育成体系及び研修システムが短期行動計画の遂行により改善され、国税庁職員の業務能力が向上する。</p> <p>プロジェクト目標2：徴税（課税・検査）業務が改善される。</p> | |

プロジェクト目標3： 納税者サービスが向上する。

(3) 成果

【人材育成・研修】

成果1： 短期行動計画に基づき研修体系、カリキュラム、研修教材、研修指導要領が改善される。

成果2： 研修施設の改善や遠隔研修の導入により、地方を含めた研修機会が増える。

成果3： 教官の指導能力が強化する。

成果4： 研修環境（設備や資機材）が現在の状況より整備される。

成果5： 人材育成とリンクした職員研修体系が構築される。

【徴税（課税・検査）業務】

成果1： マニュアル等の整備により、納税者の登録漏れが減少する。

成果2： 検査官に対する研修により検査官の検査能力が向上し、かつ業務の見直し、改善により、公正、効率的かつ効果的な徴税が行われる。

成果3： 他機関（裁判所、警察等）との連携、及び第三者情報システムを含む情報システムの機能性向上により、業務執行が改善される。

【納税者サービス】

成果1： 国税庁職員のサービスマインドの向上や、納税者サービスセンターの増設、情報技術（IT）の導入等により、納税者の利便性が増す。

成果2： 納税者広報の内容を充実、改善する。

成果3： 委託税理士制度の導入にかかる検討が行われる。

(4) 投入（評価時点）

日本側：約2億2千万円

短期専門家派遣： 8名（計31.70人月）

機材供与： 研修用資機材（パソコン、プリンター、コピー機等）

モデルサービスセンター設備・備品

コールセンター設備・備品

本邦研修受入： 35名

相手国側：

カウンターパート配置： 長官及び税務行政方策局長の配下に計7名のカウンターパートを配置

施設提供： 国税庁内に短期専門家のための執務スペースを提供

運営経費負担： 本プロジェクトの運営経費の一部を負担

| | | |
|--|--|------------|
| 2. 評価調査団の概要 | | |
| 調査団員 | 総括 小貫 和俊 国際協力機構モンゴル事務所次長 税務行政 村松 洋介 税務大学校研究部主任教授兼国税庁国際業務課 国際支援官 税務人材育成 浄土 智之 国税庁税務大学校教務課国際研修係主任 協力企画 馬杉 学治 国際協力機構公共政策部ガバナンスグループ 財政・金融課 評価計画 1 宮崎 清隆 国際協力機構モンゴル事務所 評価計画 2 A. Saikhantuya 国際協力機構モンゴル事務所 評価分析 原 洋一 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 | |
| 調査期間 | 2008年6月1日～2008年6月11日 | 評価種類：終了時評価 |
| 3. 評価結果の概要 | | |
| <p>3-1 実績の確認</p> <p>(1) プロジェクト実績</p> <p>1) 成果の進捗とプロジェクト目標の達成</p> <p>全般的に、活動はほぼ計画通り実施されており、順調な成果をあげている。3つの目標ごとの各成果の進捗状況と目標の達成度は以下のとおりである。</p> <p>【プロジェクト目標1】</p> <p>国税庁における人材育成体系及び研修システムが短期行動計画の遂行により改善され、国税庁職員の業務能力が向上する。</p> <p>成果1： 短期行動計画に基づき研修体系、カリキュラム、研修教材、研修指導要領が改善される。</p> <p>研修体系として短期行動計画に沿った「国税機関の人材育成強化計画 2006-2008年」が策定され、これに基づいて、毎年度更新される「国税庁研修・研究センター実施業務計画」が策定された。その成果として、「段階別連続研修」が導入・実施され、カリキュラムも段階毎に作成された。また、研修教材をモンゴル国税庁が独自に作成し（税制改正時）、その教材を使用して独自に研修を開催しており、通信教育に関する指導要領、研修センター講師のための指導要領も作成された。</p> <p>成果2： 研修施設の改善や遠隔研修の導入により、地方を含めた研修機会が増える。</p> <p>地方における研修機会は通信教育の導入、またダルハン・ウールとウブルハンガイに研修所を設置したことで増えた。各年で相当数（2006年27回、2007年57回）の研修を本部および4箇所の地方研修所で開催し、相当数の参加者（2006年677人、2007年1,388人）が研修を受けた。</p> | | |

成果 3： 教官の指導能力が強化する。

短期行動計画の実施に伴い研修講師が 2 名増員された。研修講師の育成計画については、JICA 専門家との共同作業で、「国税庁研修・研究センター講師等育成計画」が作成された。研修センター本部に所属する講師 7 名の中から 2 名が、日本でのカウンターパート研修に参加した。また、今般のインタビュー調査のなかで、「段階別連続研修の導入によって教官側も研修内容や教え方について常に改善を加えたり、向上させる必要が増したことから、教官側の問題意識やモチベーションも向上している」との指摘があった。これは教官の指導能力向上の観点からプラス効果がもたらされたものと判断できる。

成果 4： 研修環境（設備や資機材）が現在の状況より整備される。

本プロジェクトによって、ダルハン・ウールとウブルハンガイの 2 箇所の研修所に研修用資機材（パソコン、プロジェクター、コピー機など）が供与された。また、国税庁本部研修・研究センターにおいても、コピー機が供与された。

成果 5： 人材育成とリンクした職員研修体系が構築される。

段階別連続研修等の研修実績は、研修・研究センターに記録を残すと共に、行政管理部が管理することになった（長官通達 109 号）。これにより各検査官の研修実績は人事情報システムに記録されるようになり、その後の人事異動や評価等に活用される枠組みが整った。ただし、本格的な運用はこれからである。

プロジェクト目標 1 の達成度の評価：

「段階別連続研修の導入」、「地方での研修機会の増加」、「通信教育の導入」といった方策によって、モンゴル国税庁の職員の知識レベルは確実に増えたと判断できる。これは、今回評価においてインタビューを行った検査官、カウンターパート研修受講者、初級/中級研修受講者、各カウンターパート、研修センター教官などから共通して確認できた点である。上記のようなスキーム導入により新しい知識の拡充の機会が増え、それゆえに今後の各職員の業務能力向上に直接結びついていく蓋然性は高いと思われる。故に、今後プロジェクト目標 1 が達成される見込みは高いものと判断する。

【プロジェクト目標 2】

徴税（課税・検査）業務が改善される。

成果 1： マニュアル等の整備により、納税者の登録漏れが減少する。

登録納税者数はプロジェクト開始時の 2005 年から 2007 年まで連続して増加している（プロジェクト開始時の 2005 年では法人・機関の納税者数は 45,507 社、個人所得稅納税者は 720,848 人であったのが、2007 年では 58,586 社、944,096 人）。しかし、納税者の登録漏れの実態は把握されておらず「登録納税者数の増加」と「納税者の登録漏れ」との因果関係は不明であ

る。当初の PDM で規定されたマニュアルの整備は行われていない。従って、登録納税者数の増加に対する本プロジェクト自体の寄与度は判断ができない。

成果 2：検査官に対する研修により検査官の検査能力が向上し、かつ業務の見直し、改善により、公正、効率的かつ効果的な徴税が行われる。

徴収業務に関しては JICA 専門家の助言に基づき、納付期限内収納対策として、政府調達の入札に参加する際には納税証明書の添付の義務付けを行ったり、ダルハン・ウール税務署で期限内の電話催告を試行的に実施する等の対策を行っている。また、滞納整理改善策としては法制度面での改善を要するものについては時間を要しているが、実施面で導入できる施策については、例えば税目に重点を置いた滞納整理を行うなど、いくつかの提言については既に活用を始めている。検査業務に関しては、JICA 専門家とカウンターパートとの共同作業で、「検査事例集」、「業種別検査マニュアル」、「推計計算マニュアル」が作成された。「検査事例集」及び「業種別検査マニュアル」については実地検査に対応した内容となっており、従来の帳簿検査中心の検査体制から、より正確な検査を行うことを目的とし、実地検査中心の体制に徐々に移行していく現状においては、今後、モンゴル国税庁自身による研修を通じて検査技法の向上に資するものであると期待される。更には後述する第三者情報システムの整備により、検査の準備段階での被検査対象者に関し、課税情報の正確な把握が可能となった。以上のように、検査官の検査能力向上に向けた取り組みや、徴税強化に向けた取り組みは着実に実施されていると判断される。

成果 3：他機関（裁判所、警察等）との連携、及び第三者情報システムを含む情報システムの機能性向上により、業務執行が改善される。

2005 年のプロジェクト開始時点では第三者情報システムは税関庁や食料農牧省といった少数の機関に留まっていたが、本プロジェクトを通じて、社会保険庁（社会保険料）、不動産登記局（不動産情報）、財務省（政府調達）との連携が整備され、また VAT インボイスの情報も電子データで蓄積されるように改善された。こうした取り組みにより、検査に利用できる情報自体の量の増大、（第三者情報システムの整備を通じ、情報を電子データとして直接入手することが可能になったため、別のデータとのマッチングが容易になり）情報の精度向上に繋がっている。更には、検査官が第三者情報を参照することは、各種業務マニュアルによって義務付けられていることから、検査官による第三者情報システムの活用は積極的に行われており、検査業務の強化に貢献している。

プロジェクト目標 2 の達成度の評価：

成果 1 は一部達成されていない。しかし、徴収分野での業務改善や、検査官の検査能力・業務改善に向けた取り組みは着実になされており、加えて検査をサポートする役割としての第三者情報システムの整備も着実に進んでいる。従って、徴税（課税・検査）業務の改善は進んでおり、目標 2 は概ね達成されている。

【プロジェクト目標 3】

納税者サービスが向上する。

成果 1： 国税庁職員のサービスマインドの向上や、納税者サービスセンターの増設、情報技術（IT）の導入等により、納税者の利便性が増す。

納税者サービスセンターの設置は 2003 年に開始され、本プロジェクト開始時の 2005 年には 12 箇所、2008 年 2 月現在 26 箇所と着実に増えた。現在、総勢約 150 名の職員が納税者サービスの提供にあたっている。特に、ソングノハエルハン税務署においては 2007 年 2 月に、本プロジェクトの支援により「モデルサービスセンター」が開設されており 8 名の検査官が配置された。新たにサービスセンターを開所する度に職員研修では「サービスマナー」の研修を必ず行ってきたほか、電子申告の導入に対応するため VAT 電子申告に関する研修も実施された。サービスセンターの設置により、納税者は開所時間中いつでも、申告、納税、相談、証明、登録などのサービスを受けることが可能となり利便性が向上した。

インターネット技術を活用した納税者サービスの充実も進んでおり、ウェブサイトを通じた納税者に対する情報提供サービスと電子申告サービスの 2 種類が提供されている。企業や家庭の PC 端末から、国税庁のホームページにアクセスして、各種の税務情報を入手できるほか、VAT、法人税、個人所得税の電子申告を行ったり、VAT インボイスの入力が可能となった。ホームページへのアクセス件数は、2005 年の 14,247 件から 2007 年には 55,027 件と大幅に増加した。

成果 2： 納税者広報の内容を充実、改善する。

広報活動は、広報計画に基づき計画的に実施されている。以前は「納税者の日」に広報を実施するくらいであったが、現在では新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、配布物等の多様なメディアを活用している。広報内容は、税法関連の解説、納税に関する相談コーナーやアドバイス、FAQ、税務署業務についての紹介、国税庁ホームページの案内、電子申告の利用案内、小学生向けの租税教育パンフレットの配布などである。毎年、5 月に「納税者の日」を実施している。納税者向け広報予算も 2005 年の 17 百万 Tg から 2007 年には 21 百万 Tg と着実に増加している。

成果 3： 委託税理士制度の導入にかかる検討が行われる。

委託税理士制度の導入に向けた検討が重ねられた。関係機関である国税庁、財務省、公認会計士協会、委託税理士協会などに対するセミナー、検討会、説明会が計 4 回開催された。

プロジェクト目標 3 の達成度の評価：

納税者サービスセンターのハード（設備）面及びソフト面（サービス）での改善により納税

者の利便性が向上した。国税庁のウェブサイトの内容が大幅に改善され、納税者に対する情報提供の内容が充実するとともに、ウェブサイトを通じた電子申告が開始された。上記の理由から、納税者に対するサービスは向上している。ソングノハエルハン税務署で行った納税者へのアンケートでも検査官の対応に対し、「満足」との回答が多く寄せられた。従って、プロジェクト目標 3 は達成されているものと判断できる。

2) 実施プロセスの評価

プロジェクト全体のマネジメントは大変円滑に行われた。インタビュー調査を通じて、モンゴル国税庁内の意思決定過程についても問題は指摘されなかった。同様に、専門家とのコミュニケーションは全般に円滑に行われた。

3-2 評価結果の要約

(1) 妥当性

妥当性は高いと判断する。モンゴルの国家政策上、市場経済体制に移行後の経済発展の進展に対応した税制改革と税務行政の強化は高い優先度が付与されている。我が国援助方針との関連でも、2004 年 11 月に策定された「モンゴル国別援助計画」及び JICA の「国別事業実施計画」と整合しており、本プロジェクトは高い妥当性を有する。

(2) 有効性

有効性は高いと判断する。人材育成面では、短期行動計画によって策定された「国税庁研修・研究センター実施業務計画」に沿って研修が実施されており、毎年、適切なカリキュラムが作成される仕組みが確立している。新しく導入された「段階別連続研修」は、以前の研修と比較しても、職員の業務能力向上に役立っていることがインタビューからうかがえる。「通信教育の導入」や「地方での研修機会の増加」「日本でのカウンターパート研修」と併せ、モ国国税庁の職員の知識レベルは確実に増えている。このような知識の拡充や経験は各職員にとっては新しいものであり、今後の各職員の業務能力向上に結びついていく可能性は高い。従って、今後プロジェクト目標 1 が達成される蓋然性は高い。

徴税については、研修機会の増加によって職員の関連法令に対する理解が深まっており、検査手法も JICA 専門家の助言により従来の帳簿検査中心の体制から実地検査を重視するように本格的に移行した。更に、第三者情報システムの整備・充実により、検査の準備段階での事前調査が充実してきている。2007 年には検査対象件数を減らしたにもかかわらず非違件数は増加するなど、検査の質が向上した。さらに、滞納管理の方法も改善しており、ダルハン・ウール地方で試みられた催告制度の導入も成果を挙げた。従って、プロジェクト目標 2 は概ね達成されたと判断する。

納税者サービスについては、納税者サービスセンターが全国に設置され(現在 26 箇所)、JICA 支援によるモデルサービスセンターも 2007 年 2 月に開設。納税者に対するサービスも研修や対応要領の作成により改善している。納税者に対するアンケート調査も行われている。ウエ

ウェブサイトによる納税者サービスが充実し、税務情報の提供と VAT、法人税、個人所得税などの電子申告手続きが可能となっている。上記のことから納税者サービスは向上しておりプロジェクト目標 3 は達成されている。

(3) 効率性

効率性も高いと判断する。JICA 短期専門家の投入量・質・タイミングは適切であった。モ国国税庁の各カウンターパートも人材育成、徴税（検査・課税）、納税者サービスの各分野において適切に配置された。投入された資機材もその種類・量・質・供与時期ともに適切であり、十分に活用されている。プロジェクトは全般に円滑に実施されており、効率的な運営を阻害した事例は見当たらなかった。JICA はモ国国税庁に対する支援を 1998 年より継続してきているが、これまでに積み重ねてきた技術協力の成果が活用された結果、モ国国税庁側の受容能力も高く、プロジェクトの多岐にわたる内容にもかかわらず効率よく実施された。

(4) インパクト

上位目標の発現に向けて、正しい方向に向かっている。上位目標 1 は「税務行政の適正かつ公正な執行」である。この上位目標は全ての国の国税当局において、究極の目標であり、その達成見込みの判断は難しいが、本プロジェクトの実施によって、モンゴル国税庁は少なくとも、その目標に向けて正しい方向での努力を継続している。人材育成による質の高い徴税（検査・課税）業務、納税者サービスの充実が達成されれば、現状と比較し、より高いレベルで適正かつ公正な税務行政の執行が行われることが期待される。

上位目標 2 の「納税者のコンプライアンス改善と申告水準向上」に関しても、本プロジェクトは正しい方向に向かっている。納税者のコンプライアンスとは、納税者が自発的に正しい申告を行う、ということである。国税庁側の納税者サービス及び検査業務の質が向上すれば、納税者側には正しい申告を行うことに対するインセンティブが生じる。更に、検査官が研修を受講することによって検査官の業務知識が増し、かつ倫理・道徳意識が向上すれば、納税者との信頼関係の構築につながる。ゆえに、本プロジェクトの実施は納税者側のコンプライアンス向上に貢献するものと考えられ、正しい方向に向かっている。

また、上位目標の発現に影響を与えうるような、外的要因は生じていない。また、その他の予期せぬ負のインパクトも見当たらない。

(5) 自立発展性

政策面での持続性は高いが、今後一層の自立発展性を実現していくためには、財政及び技術能力面での課題も残っている。

政策面： 国家政策上、市場経済体制移行後の経済発展に適応した税務行政の強化は今後も高い優先度が与えられる見込みである。

財政面： モ国国税庁の予算は、今後予想される経済発展に対応した設備投資を十二分に行っていくためには不足することが考えられ、同庁は、外国政府や国際機関による支援で予算

不足を補っていく方針である。従って財政面での自立発展性は高いとは言えない。

技術能力面： 本プロジェクトの実施により、モ国国税庁職員の基礎的な能力は十分に身に付いてきていると考えられる。しかし、将来にわたって、今後の経済発展に充分対応しうる税務行政能力を獲得するためには、職員による一層の努力と研修の継続が必要である。

オーナーシップ： 国税庁内の人材育成が進んでおり、本プロジェクトの各施策に自己予算を投入するなど現在のオーナーシップは高い。また、本邦研修から学んだことでモンゴル国税庁にも適用可能なものを将来の活動に反映させるため、本邦研修受講者が中心となって活動計画を策定している点もオーナーシップの高さを示す一例である。今後、一層のオーナーシップが発揮されるためには、継続的な研修等の手段による絶え間ない職員の意識改善の努力が続いていくことが重要である。

3-3 効果発現に貢献した要因

(1) 計画内容に関すること

特になし。

(2) 実施プロセスに関すること

モンゴル国税庁側が高いオーナーシップを持って本事業に取り組み、また、1998年以降の開発調査等、これまでのJICA支援の成果が国税庁内に知識やノウハウの形で蓄積していて、これが本事業の実施にあたってよく活用された。派遣された短期専門家側の方もこれまでの支援等を通じてモンゴル側の事情によく通じており、相手の立場を理解したきめ細かな指導が行われた。また、国税庁自体の努力によって人材育成が進んでおり、高い能力を持った適切なカウンターパートが配置されたこと、などが貢献要因として挙げられる。

3-4 問題点および問題を惹起した要因

(1) 計画内容に関すること

特になし。

(2) 実施プロセスに関すること

以下の軽微な点を除いて、プロジェクト活動を阻害する要因はなかった。

①委託税理士制度の導入については、モンゴル国の商慣行においてはまだ馴染みがなかったことから、同制度の必要性、有用性について、関連機関の正しい理解と支持を得るのにまだ時間が必要である。

②税務教育の導入については関係機関との調整が更に必要であった。

3-5 結論

本プロジェクトは計画されたほとんどの項目において成果を実現し、プロジェクト目標も概ね達成されたものと評価できる。

3-6 提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）

（1）モンゴル側に対する提言

- 1) 申告納税制度を支える二つの柱は、納税者サービスと適正・公平な税務行政の推進である。
- 2) 申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、法令に定められた納税義務を自発的かつ適正に実現すること（コンプライアンス〈法令遵守〉）が必要である。そのためには、納税者が自ら正しい申告と納税が行うことができるよう、広報活動、租税教育、税務相談など、納税者サービスの充実が重要になる。モンゴル側が取り組んでいる納税者サービスセンターの拡大やモデル納税者サービスセンターの設置、ウェブサイトの充実による利便性の向上の施策は、納税者サービスに資するものであり、引き続きこうした努力が行われることを期待したい。
- 3) 申告納税制度を支えるもう一つの柱は、適正・公平な税務行政の推進である。善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないよう、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施することによって、適正かつ公平な課税の実現を図ることが重要である。モンゴル側が取り組んでいる検査マニュアルの整備と研修の実施は、この方向に沿うものであり歓迎したい。今後は、より一層、納税者管理の方法、対象納税者の選定、実地における検査手法などの充実を図ることを期待したい。また、国税が期限までに納付されない場合には、自主的な納付を促すなど、確実な税金の徴収を図ることが必要である。入札の際に納税証明書を添付させる施策や電話催告の試行拡大などに、引き続き取り組むことが望まれる。
- 4) こうした納税者サービスや適正・公平な税務行政は、質の高い税務職員によってはじめて実現が可能になる。そのためには、人材育成や研修の充実が不可欠である。引き続き、研修カリキュラムの改善、遠隔教育の実施などに積極的に取り組まれない。
- 5) 本プロジェクトで、十分に達成されなかった項目（検査対象選定法、臨場検査法、納税者管理、課税・徴収、滞納整理、講師育成など）は引き続きモンゴル国税庁の自助努力により取り組まれることが重要だが、次期プロジェクト（国別研修）の研修項目に入れ込むことも考慮する必要がある。
- 6) 本プロジェクトでは、国税庁幹部の熱意とリーダーシップを至るところで見ることができた。今後は、国税庁幹部の強いリーダーシップに加え、職員が自発的に様々な創意工夫を積み重ねることによって、税務行政の改善に取り組んでいくことを期待したい。

（2）日本側プロジェクトチームに対する提言

全般的にみると、日本側専門家とモンゴル側カウンターパートとの共同作業は順調に行われ、概ね所期の目標を達成したとみることができる。これは、日本側専門家が、モンゴル側のオーナーシップを尊重しつつ、自らの知見を踏まえ、適切な指導、助言を行ったことによることが大きいものと評価できる。本プロジェクトの終了までに、この成果を、他のドナーを含め関係各方面に対し、周知することを期待したい。

3-7 教訓（当該プロジェクトから導き出された他の類似プロジェクトの発掘・形成、実施、運営管理に参考となる事項）

特になし。

3-8 フォローアップ状況

モンゴル側の自立発展的な努力を促進しつつ、検査技術とその運用体制の整備を行うために2008年度より3年間、「国税庁検査官のキャパシティビルディング（国別研修）」を実施予定。